

三浦市監査委員公表第1号

令和5年12月6日付け、提出のあった三浦市職員措置請求（住民監査請求）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を行い、当該請に理由がないと認め、理由を付してその旨を請求人に通知したので、同項の規定に基づき次のとおりこれを公表します。

令和6年2月1日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

三浦市職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査結果について（公表）

1 請求人

三浦市■

■ ■ ■ ■

2 請求の要旨

及川圭介教育長が、令和5年4月18日、4月26日、8月7日、8月24日に、公務ではない懇親会に参加するためだったのにも関わらず、公用車を使用しドライバーを懇親会終了後まで待機させ、ドライバーの時間外勤務が発生した。

その時間外勤務手当の合計は、15,519円となり、市に損害を与えた。

会議のための送迎であれば、懇親会終了後まで待たせることなく、ドライバーはもっと早い時間に帰ることができ、他の仕事へも従事できることが予想される、それはこの金額には含まれておらず、実際の損害はもっと大きいと考える。

監査請求できる期間を過ぎてしまっているが、過去にも公用車を私的な懇親会のため夜遅くまで待たせ使用している。公用車の私物化が常態化していたと考える。

また、及川氏は、多くの懇親会の会費を公費から支出していたが、この4件については公費の支出請求はなく、この懇親会が公務でないとの自覚はあったものと考え、公用車の使用は悪質である。

従って、市には実際の損害について調査していただき、当該職員には、不正な公金の支出について返還をさせ、厳しく処罰していただきたい。

（以上請求書原文のとおりである。なお、事実証明書は省略する。）

3 請求の受理

本請求書は、令和5年12月6日付けで收受し、要件審査の結果、本請求書による請求（以下「本請求」という。）は、地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年12月19日付けで受理した。

4 監査の実施

(1) 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

令和5年12月26日、請求人の陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。

ア 請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

三浦市公用車管理規程第7条によれば、公用車は公務のために必要と認めた場合以外使用してはならないとある。

今回、公用車が使用された懇親会については、4回の懇親会のうち3回に関わる神奈川県教育総合センターは公務でないと回答している。

また、監査請求後あった大和市教育委員会の回答でも任意参加であり必須の業務ではないとしている。

また、今回、請求できる期間外であったので請求対象から外れているが、海老名市教育委員会からも懇親会は公務ではないとの回答をいただいている。

公用車の使用に当たっては財産管理課長への申込みが必要とのことであるが、その申込みの際に、懇親会は公務ではないと明らかにして申請されたのか疑問に思う。

もし、きちんと公務でない旨伝えていたとしたら、財産管理課の判断は、会議の後、私的な飲み会に寄る際にも公用車を使用することを日常的に認めていたこととなる。それは考えられないことだと思う。また、もし、公務ではないことを隠して申し込んでいたとしたら最早搾取であり大変悪質である。

この4件の公用車使用であるが、ドライバーの拘束時間は4月18日が8時間30分、4月26日が7時間、8月7日が8時間、8月24日が9時間30分となっている。これは合計で33時間となる。

このうち、平均で、おおむね1時間半を片道の移動と推察する。往復で3時間としてこれは送迎のため必要な時間として差し引くと、ドライバーを待機させる時間は、4月18日が5時間30分、4月26日が4時間、8月7日が5時間、8月24日が6時間30分となっており、合計で21時間に及ぶ。

会議はおおむね2時間以内の予定で開催されており、会議だけに出席した場合は、待機時間が8時間で済んだはずである。

また、当初から懇親会への出席を希望するのであれば、現地到着後すぐにドライバーを帰庁させることができる。そうすれば、ドライバーの拘束時間は4日間でわずか12時間となり、本件の拘束時間33時間との差は、21時間にもなる。

また、会議出席のため横浜には1時間前、藤沢には2時間前、大和には2時間15分前に出発しているが、電車等公共施設を使った場合をネットで検索した電車駅間の時間は、横浜日本大通り駅まで1時間4分、藤沢に1時間12分、大和に1時間24分で到着となっている。費用も三崎口から日本大通り 790円、藤沢 939円、大和 838円（平日交通系バス使用）となっている。燃料費、高速通行料などを考えれば、公共交通機関の方が早くて格安となっている。

また、ドライバーが長時間にわたりどこで待機していたのかも疑問であるが、もし車内に待機していれば8月などは特にエアコンの使用があったと考えられる。

昨今、学校などでも盛んに教育されているSDGsの観点からみても、たった一人の懇親会のために公用車を長時間使用するより公共交通機関の方が有効だと考える。

大和市教育委員会からの主催者側からの案内には駅までの送迎があることが書かれており、それを推奨されていると思う。他市の教育長はその交通手段を使われたのではないか。

自身の個人的な希望による懇親会出席のために公用車を長距離走らせ、公用車及びドライバーをいたずらに長時間拘束したことは、一般市民感情を顧みない、教育関係者にあるまじき大変身勝手な行動と考える。

その身勝手な行動によって、ドライバーには時間外労働が発生しており、それは請求の書類の中でも示したとおり、15,519円となるが、ドライバーを待機させた時間から、21時間を神奈川県での最低賃金（時給 1,112円）で計算したとしても23,352円となる。待機させなければ、この時間が他の業務に有効に使えた可能性がある。実際にはもっと高い給与が支給されていると思われるので、市民へ与えた損害は、たった4回でも、合計38,871円を下ることはないと考えられる。

また、三浦市公用車管理規程によると運行終了後運行状況を運行日誌に記入し、速やかに管理者に提出しなければならないとある。その管理者までもが公用車の帰着を待っていたとしたら、それも時間外労働となり手当の発生のおそれがある。

監査請求の期間は1年以内であるので、今回は請求できなかったが、教育長就任後、コロナの期間以外は頻繁にこのような送迎をさせていたと推察され、その損害はもっと大きな金額になると思う。行動予定表で見ると回数も他にも10回前後あったのではと見受けられる。

また、今回新たに、教育長が公費で参加された別の懇親会の資料を付けさせていただいたが、教育長は、公費で懇親会などの酒席に多く参加しており、懇親会を公務と位置付けていたと思われるが、この教育長会議の後に行われる懇親会については公費の支出を受けていない。それは、公務でないと自覚していたからだと思われる。

これについては、内規に従って請求しなかったとの主張があるかもしれないが、

これまでに公費の支出から支出された会費には、内規とそぐわないと思われるものが含まれている。これについては、調査してほしい旨、市長部局に要望書を提出している。

懇親会の後に庁舎に戻って公務があったので待機させていたなどという詭弁を使われるかもしれないが、もし、仕事があるのであれば、任意参加の懇親会に出ることなく帰庁すれば済むことである。また、私は自宅に直接帰宅していたと考える。もし、庁舎に戻って仕事をしたと主張するのであれば、監査委員からドライバーに帰着地を確認いただきたい。

教育長の公用車使用に関しては、目的地がわずか750メートル程度しか離れていない、海老名市役所に行ったときとレンブラントホテル海老名に行ったときの、走行距離の差が24キロメートルもあつたりと、寄り道があつたのではと思わせる不審なところもある。

公費は、主に市民の血税から成り立っている。それを節約しようとは一切考えず、自身の利便性のためだけに、公用車や公費を使うことは許しがたいことだと思う。

長と名の付く役職にはいろいろな権限が与えられているが、その行使に当たっては、市民の利益となりうるものか慎重に判断すべきである。その権力をひけらかすようなことなく、謙虚に、一般市民の感情に沿った、子どもたちにも説明のつくような行動をとることが大切と考える。

よって、市民に損害を与えるような方が教育長であること自体に疑問を覚える。今回の監査請求期限内の金額は15,519円であるが、教育長はもっと多くの損害を市や市民へ与えていたと推察されるので、この請求金額は公費の不正支出の端緒にすぎないと考える。

教育長が懇親会などの酒席に参加するために、三浦市が被った損害について、監査請求の期限内のものについては監査委員が、また、それ以外の損害については市長部局が徹底的に調査していただきたいと思う。

また、長時間待機中のドライバーの行動についてもきまりがあれば、それが守られていたかも市長部局には調べていただきたいと思う。

また、このように、市民から疑惑を持たれる行動自体が三浦市職員コンプライアンス行動指針から大きく外れている。それだけでも、教育長は懲罰を受けるべきと思う。

このような行動をとった教育長には、不正な公金支出については返還をさせ、厳しく処罰していただきたいと思う。

また、市民からの監査請求がなくても、自ら問題点を見つけ、自浄できるような行政であってほしいと願っている。

厳正な審査をお願いします。

イ 陳述の際、新たな証拠の提出があった。（新たな証拠は、省略する。）

(2) 三浦市長（監査対象部課等）からの弁明書及び証拠書類の提出

令和6年1月15日、三浦市長（監査対象部課等）から弁明書及び証拠書類の提出があった。

ア 弁明書の要旨は、次のとおりである。（なお、弁明書本文中の指示番号等については、引用の際適宜修正した。）

(ア) 弁明の趣旨

本件請求は棄却されるべきものとする。

(イ) 事実の認否

請求人提出の「三浦市職員措置請求書」中、「1 請求の要旨」について

a 第1段落について

「公務ではない懇親会に参加するためだったにも関わらず」との部分については否認する。令和5年4月18日、4月26日、8月7日、8月24日の、教育長等の各出張は、懇親会だけでなく、会議に参加するための用務である。それ以外の部分については認めるが、「ドライバー」とある部分について、各日の出張職員で公用車の運転に従事した3名のうち2名は事務職員として事務処理全般に従事する者であり、他の1名は技能職員として運転業務等に従事する者である。

b 第2段落について

「市に損害を与えた」との部分は否認し、それ以外の部分については認める。

c 第3段落について

否認する。

d 第4段落について

認否の限りでないが、本件について、公用車の私物化及びその常態化に当たる事実は認められない。

e 第5段落について

令和5年4月18日、4月26日、8月7日、8月24日の懇親会の会費が、公費から支出されていない事実は認めるが、それ以外の部分については、否認する。

f 第6段落について

認否の限りでない。

(ウ) 弁明の理由

下記のとおり、対象となる支出又はその前提となる用務については、その判断に際して裁量権の逸脱や濫用はなく、いずれも適法、適当なものである。したがって、本件の請求には理由がないので、弁明の趣旨のとおり、棄却されるべきものとする。

a 本件の各出張用務と関係支出に関する事実経緯

(a) 用務の位置付けについて

a 令和5年4月18日（令和5年度湘三管内第1回教育長会議、懇親会）

当日の会議は、神奈川県により主催されるもので、県職員のほか、三浦市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、寒川町の7市町の教育長又はその代理人により構成される会議体であり、県費負担教職員の定数配当や当年度の諸課題について議題とされたものである。

会議終了後の懇親会は、参加者における歓談の機会を設け、親睦を深めること及び適宜の情報交換を主な目的として開催されるものであり、会議の参加者に対する神奈川県のプロ案の下に、有志の参加者によって催されるものである。

神奈川県湘南三浦教育事務所長から、会議については出席依頼の通知、懇親会については案内をそれぞれ受けており、教育委員会として、教育長の出席が適当と判断し、公務として位置付けた。

教育総務課教育総務GLについては、公用車の運転・管理、必要に応じた教育長用務の補助のために、公務として教育長に随行したが、会議及び懇親会へは参加していない。

b 令和5年4月26日（令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議、懇親会）

当日の会議は、神奈川県により主催されるもので、県教育長、県職員のほか、三浦市をはじめ県内の全市町村の教育長又はその代理人により構成される会議体であり、教員不足の改善に向けた取組や令和6年度入学者選抜のWEB出願の導入、学校運営・教育指導の充実等について議題とされたものである。

会議終了後の懇親会は、参加者における歓談の機会を設け、親睦を深めること及び適宜の情報交換を主な目的として開催されるものであり、会議の参加者に対する神奈川県のプロ案の下に、有志の参加者によって催されるものである。

神奈川県教育委員会から、会議については出席依頼の通知、懇親会については案内をそれぞれ受けており、教育委員会として、教育長出席が

適当と判断し、公務として位置付けた。

政策部政策課技能主任については、公用車の運転、管理等のために、公務として教育長に随行した。

- c 令和5年8月7日（令和5年度（2023年度）神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会、懇親会）

当日の会議は、神奈川県市町村教育長連合会（令和5年度における会長市は、大和市）により主催されるもので、同連合会は、別団体である神奈川県都市教育長協議会及び神奈川県町村教育長協議会の構成員の一部（市町村20自治体）によって構成される団体である。会議では、団体の各年度の事業報告、事業計画のほか、各種団体等からの令和6年度補助金等の要望について等が議題とされたものである。

会議終了後の懇親会は、参加者における歓談の機会を設け、親睦を深めること及び適宜の情報交換を主な目的として開催されるものであり、会議の参加者に対する会長市（大和市）の提案の下に、有志の参加者によって催されるものである。

神奈川県市町村教育長連合会から、会議については出席依頼の通知、懇親会については案内をそれぞれ受けており、教育委員会として、教育長の出席が適当と判断し、公務として位置付けた。

教育総務課長については、公用車の運転・管理、必要に応じた教育長用務の補助のために、公務として教育長に随行したが、会議及び懇親会へは参加していない。

- d 令和5年8月24日（令和5年度湘三管内第2回教育長会議、懇親会）

当日の会議は、前記aの会議体によるものであり、令和5年度教員採用候補者選考試験について、今後の研修会等について、今年度の給与課事務事業について等が議題とされたものである。

会議終了後の懇親会は、参加者における歓談の機会を設け、親睦を深めること及び適宜の情報交換を主な目的として開催されるものであり、会議の参加者に対する神奈川県の提案の下に、有志の参加者によって催されるものである。

神奈川県湘南三浦教育事務所長から、会議については出席依頼の通知、懇親会については案内をそれぞれ受けており、教育委員会として、教育長の出席が適当と判断し、公務として位置付けた。

政策課技能主任については、公用車の運転、管理等のために、公務として教育長に随行した。

- (b) 公用車の使用について

本件の各会議及び懇親会への参加に係る用務については、いずれも公務として位置付けられるものであることから、三浦市公用車管理規程（平成16年三浦市訓令第3号）に定める範囲内において、公用車を使用した。使用した公用車は、総務部財産管理課が所管する公用車について、本件各用務に際し、教育委員会が融通を受けたものである。

(c) 出張命令

a 本件の出張用務については、いずれも旅費の支出を伴うものではないが、三浦市職員の旅費に関する条例（昭和30年三浦市条例第37号）第3条第1項の規定により、一般職の職員である教育総務課長（事務職員）、教育総務課教育総務GL（事務職員）、政策課技能主任（技能職員）については、三浦市教育委員会事務決裁規程（平成12年三浦市教育委員会訓令第1号）又は三浦市事務決裁規則（昭和46年三浦市規則第8号。以下、これらを合わせて「決裁規程等」という。）、三浦市職員服務規則（昭和46年三浦市規則第7号）に基づき、所属長である教育部長、教育総務課長、政策課長から、それぞれ、あらかじめ出張命令が行われている。

（ただし、本市においては専ら運転業務に従事する職員が行う日常の運転業務について、旅費支給の実務に限り出張と扱っていないことから、政策課技能主任については命令は行われているが、同規則に基づく出張命令書兼旅費請求書の作成を便宜省略している。）。

b 教育長については、三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）第4条によってその例によることとされる三浦市職員の旅費に関する条例第3条第1項の規定によれば、同項に定める任命権者は市長となるが、教育委員会における服務に関する権限が教育長（三浦市教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年三浦市教育委員会規則第5号）に基づく委任による。）その他の所属長にあることから、教育長が自ら出張命令を行うこととして取り扱っており、本件の出張用務についても、あらかじめ出張命令が行われている。

(d) 時間外勤務命令

a 本件の各出張用務のうち、前記（a）の（a：4月18日）、（c：8月7日）、（d：8月24日）部分については、用務の終了の予定が正規の勤務時間を超える予定であったことから、教育総務課長、教育総務課教育総務GL、政策課技能主任に対しては、懇親会の終了後に、教育長の帰宅、及び公用車の市役所への帰着及び関連業務の終了までに要する時間について、三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成

7年三浦市条例第2号)第8条により、あらかじめ、所属長である教育部長、教育総務課長、政策課長から時間外勤務が命ぜられた。(なお、時間外勤務手当の支給を受けない教育総務課長については、命令は行われているが、時間外(休日)勤務命令票の作成が行われていない。)

- b 〃 本件の出張用務のうち、前記(a)の(b 〃 : 4月26日)、の政策課技能主任の出張用務に関しては、所属長である政策課長は、三浦市職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年三浦市規則第16号)第2条第3項の規定により、同年4月1日付け人事課長の承認(5時00分から22時00分までの範囲内において勤務時間の割振りを変更できるもの)に基づき、同日の勤務時間について、11時45分から20時30分までとして割振りを行っていたところ、出張用務はその範囲内である13時10分から20時30分までに行われ、時間外勤務命令は行われていない。

(e) 出張用務の実施

- a 〃 令和5年4月18日(令和5年度湘三管内第1回教育長会議、懇親会)
当日、教育総務課教育総務GLの運転による公用車(トヨタ・ヴェルファイア)は12時30分市役所を出発し、教育長は自宅から乗車の上、会議会場へと移動した。

会議は、14時30分から17時まで開催され、会議終了後の懇親会は、17時30分から19時30分まで開催された。会議及び懇親会の間、教育総務課教育総務GLは公用車にて待機した。

教育長は、懇親会終了後、教育総務課教育総務GLとともに公用車で自宅まで移動の上降車し、用務を終えた。教育総務課教育総務GLの市役所への帰着時刻は21時、帰着後の庶務作業までを含めた用務の終了時刻は21時30分であった。

関係する復命書類においては、用務が当該会議に係るものとして表示されているが、正しくは、会議・懇親会の終了後、公用車の帰着までについての用務である。

- b 〃 令和5年4月26日(令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議、懇親会)

当日、政策課技能主任の運転による公用車(トヨタ・ヴェルファイア)は13時10分市役所を出発し、教育長は自宅から乗車の上、会議会場へと移動した。

会議は、15時から16時40分まで開催され、会議終了後の懇親会は、17時20分から19時20分まで開催された。会議及び懇親会の間、政策課技能

主任は公用車にて待機した。

教育長は、懇親会終了後、政策課技能主任とともに公用車で自宅まで移動の上降車し、用務を終えた。政策課技能主任の市役所への帰着時刻は20時30分、用務終了時刻は20時30分であった。

- c 令和5年8月7日（令和5年度（2023年度）神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会、懇親会）

当日、教育総務課長の運転による公用車（トヨタ・プリウス）は13時00分市役所を出発し、教育長は自宅から乗車の上、会議会場へと移動した。

会議は、15時15分から16時30分まで開催され、会議終了後の懇親会は、17時から19時まで開催された。会議及び懇親会の間、教育総務課長は公用車にて待機した。

教育長は、懇親会終了後、塚本課長とともに公用車で自宅まで移動の上降車し、用務を終えた。教育総務課長の市役所への帰着時刻は21時00分、用務終了時刻は21時00分であった。

関係する復命書類においては、用務が当該会議に係るものとして表示されているが、正しくは、会議・懇親会の終了後、公用車の帰着までについての用務である。また、出勤簿上、終業時刻が20時30分として記録されているが、これは、その翌日において勤務記録を入力する際の誤りによるものである。

- d 令和5年8月24日（令和5年度湘三管内第2回教育長会議、懇親会）

当日、政策課技能主任の運転による公用車（トヨタ・ヴェルファイア）は12時30分市役所を出発し、教育長は自宅から乗車の上、会議会場へと移動した。会議は、14時30分から18時まで開催され、会議終了後の懇親会は、18時30分から20時30分まで開催された。会議及び懇親会の間、政策課技能主任は公用車にて待機した。

教育長は、懇親会終了後、政策課技能主任とともに公用車で自宅まで移動の上降車し、用務を終えた。政策課技能主任の市役所への帰着時刻は22時00分、用務終了時刻は22時00分であった。

(f) 参加費用の支出

- a 令和5年4月18日（令和5年度湘三管内第1回教育長会議、懇親会）

同日の会議については、参加費は不要であるため支出は無く、懇親会については、8,000円の参加費を要するものであったが、教育長の私費にて支払いが行われている。

- b 令和5年4月26日（令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長

会議、懇親会)

同日の会議については、参加費は不要であるため支出は無く、懇親会については 6,000円の参加費を要するものであったが、教育長の私費にて支払いが行われている。

c 令和5年8月7日（令和5年度（2023年度）神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会、懇親会）

同日の会議については、参加費は不要であるため支出は無く、懇親会については 7,000円の参加費を要するものであったが、教育長の私費にて支払いが行われている。

d 令和5年8月24日（令和5年度湘三管内第2回教育長会議、懇親会）

同日の会議については、参加費は不要であるため支出は無く、懇親会については 6,000円の参加費を要するものであったが、教育長の私費にて支払いが行われている。

(g) 時間外勤務手当の支出

a 令和5年4月18日（令和5年度湘三管内第1回教育長会議、懇親会）

教育総務課教育総務GLの同日の用務については、17時15分から21時30分までについて、あらかじめ行われた時間外勤務命令に基づいて、正規の勤務時間を超えて行われたため、三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）第12条第1項、三浦市職員の給与に関する条例施行規則（昭和48年三浦市規則第19号）第7条第1項、三浦市教育委員会における文書、サービス、給与等の取扱いに関する規程（平成24年三浦市教育委員会告示甲第1号）の規定に基づいて、時間外勤務手当を支給した。

同規則第9条第1項によれば、時間外勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月における時間数の合計（当該月の合計数に1時間未満の端数のある場合は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てることとされる。）によるため、教育総務課教育総務GLにあつては、同月の時間外勤務（12日：3時間45分、18日：4時間15分）の合計である8時間を基礎として、時間外勤務の単価 3,170円を乗じて得た25,360円が、同月の時間外勤務手当として支給された。

この場合、4月18日の時間外勤務に係る部分の特定方法について、条例等には特段の定めは無いが、月合計額25,360円を4月18日分の勤務時間数で按分（ $4.25/8.00$ ）した、13,472.5円がこれに相当すると考えられる（※なお、請求人に対し本年11月20日付で教育委員会から説明されている同日の時間外勤務手当額のうち教育総務課教育総務GL分が占める

部分については、4時間で按分された額をもって算出されているため、異なるものとなっており、正確でない。)

手当に係る支出命令は、令和5年5月1日に決裁され、令和5年5月19日支給済みである。

- b 令和5年8月7日(令和5年度(2023年度)神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会、懇親会)

教育総務課長の同日の用務については、17時15分から21時00分までについて、あらかじめ行われた時間外勤務命令に基づいて、正規の勤務時間を超えて行われたが、三浦市職員の給与に関する条例第12条第1項、第18条の5第1項に基づき、管理職手当の支給を受ける職員として、時間外勤務手当を支給していない。

- c 令和5年8月24日(令和5年度湘三管内第2回教育長会議、懇親会)

政策課技能主任の同日の用務について、所属長である政策課長は、三浦市職員の勤務時間の割振り等に関する規則第2条第3項の規定により、同日の勤務時間について、12時00分から20時45分までとして割振りを行っていたところ、20時45分から22時までについては正規の勤務時間を超えて行われたため、三浦市職員の給与に関する条例第12条第1項、三浦市職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項ただし書の規定に基づいて、時間外勤務手当を支給した。

同規則第9条第1項によれば、時間外勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月における時間数の合計(当該月の合計数に1時間未満の端数は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てることとされる。)によるため、政策課技能主任にあつては、同月の時間外勤務時間1時間15分を1時間として基礎とし、時間外勤務の単価2,839円を乗じて得た2,839円が、同月の時間外勤務手当として支給された。

手当に係る支出命令は、令和5年9月1日に決裁され、令和5年9月20日支給済みである。

- b 本件の出張用務が公務として適正なものであること等について

- (a) 各会議への出席が公務であること等について

- a 本件における各会議は、自治体(神奈川県)や、各教育長等の職員によって構成される会議体その他の団体が主催するものであり、教育行政に関する諸課題を議題として参加者における議論、質問、意見等が交わされることのほか、主催者からの情報提供がされることを主な内容とするもので、主催団体の職員のほか、教育長又はその代理者が任意に参加するものとなっている。

- b 各会議における、本市教育長の活動内容は、本市における教育行政の推進に直接的に資するものであり、公務と位置付けられるとともに、その費用の公費負担が許容されるものである。
- (b) 各懇親会への出席が公務であること等について
- a 本件における各懇親会は、前記（a）の各会議を主催する団体が主催するもので、基本的には、会議の参加者である教育長又はその代理者が、任意に参加するものとなっている。
- 各懇親会は、会議の参加者及び当該団体間の親睦を図ることを主な目的としたものであるが、このほかに、当日の会議に引き続き、参加者間における教育行政に関する知見その他の情報交換が適宜行われることが一般的であり、この点についても、教育委員会として特に有意義であると認識している。
- b 一般に、自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされており（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項）、この役割を果たすための交際について、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものについては、公務として位置付けられるとともに、その費用を公費負担することが許容されている（平成元年9月5日最高裁第三小法廷判決・最高裁昭和61年（行ツ）第144号など）。
- c 本件の各懇親会については、aのとおり、教育長や所属自治体、教育委員会間の親睦を図ることを主な目的としたものであり、参加者が専ら各教育委員会を代表する教育長又はその代理者であることから、各団体間の友好、信頼関係の維持増進に資することが客観的に明らかであるし、参加費（本市においては私費負担）も6,000円から8,000円程度であり、実際の会合の方法が専ら参加者間の歓談にあり、明らかに華美な内容といえるものでもなく、社会通念上の儀礼の範囲を超える内容のものでもない。
- d 以上から、本件の各懇親会への参加は、公務として位置付けられるとともに、その費用の公費負担が許容されるものである。
- (c) 各懇親会の参加費用の私費負担について
- a 各懇親会の参加費用を公費として支出するかどうかについては、「三浦市長交際費支出に関する事務取扱基準」の定めを参考に判断している。

同基準の2の(5)では、市外の団体に支出する場合は、三浦市を含む広域的で公益的な団体に限るとの定めがあり、また、3の(2)では、飲食を伴う各種会合の会費で額の定めがあるものは10,000円を限度としてその額を支出できるとされている。

b 本件の各懇親会の主催者は、神奈川県又は湘南三浦地域における自治体や教育長などの職員によって構成される、広域のかつ公益的な会議体等の団体であり、また、各懇親会は飲食を伴うものであるから、同基準の2の(5)、及び3の(2)にそれぞれ該当するので、一般には、交際費を支出することが可能であるものと位置付けられている。

c しかし、教育委員会としては、教育長と、市の総括代表である市長における交際費の取扱いが必ずしも同一であるべきとは限らないとの認識の下で、市の財政負担を勘案の上、本件の各懇親会の会費について、現状では、教育長の私費により賄うものとして取り扱っている。

なお、この場合の公費か私費かの区分については、教育委員会における実務運用上、教育長が当該団体の構成員となっていない場合で、当該団体から懇親会への招待を受けている場合に限り、公費により負担することができるものとしている。

(d) 各用務について公用車を使用することが適切であることについて

a 本件の各用務は、教育委員会事務局が、総務部財産管理課が所管する公用車、及び用務の一部につき運転者として政策課の技能主任について、それぞれ融通を受けて運行・遂行されており、公用車の使用に係る基準等は、三浦市公用車管理規程の定めに従っている。

b 三浦市公用車管理規程第7条では「公用車は、公務のため必要と認められた場合以外は使用してはならない。」と規定されている。

本件の各会議及び各懇親会は、前記のとおり公務と位置付けられるものであり、その上で、同規程上は、用務に係る移動に特に公用車を利用する必要がなければならないが、教育委員会としては、教育長が市外の会議等に出席する場合には、教育長自身の移動中の安全確保等の危機管理の観点のほか、移動中であって必要な事務が生じた場合でも随時対応ができるよう、原則として、運転に従事する一般職の職員を伴って公用車で送迎が行われることについて、特に必要があるものと認識している。

c 以上から、本件の各会議及び各懇親会への参加について、移動に公用車を利用することについては、市の規程に沿う適切なもので、不適切な点はない。

(e) 本件懇親会への参加が公務であることについての、他の自治体における見解等について

a 本件において、請求人からは、本件の各懇親会の一部について、他の自治体（神奈川県及び大和市）への照会結果として、公務外との認識や、懇親会への参加が必須でないとの見解があった旨が述べられている。

b 特定の懇親会について、公務外と認識する旨の主催者、あるいは他の団体の意見があっても、当該意見が、どの従事職員についてのものか、用務のうちどの部分についてのものか、などの具体的な内容や、公費の支出や関係する財産の使用状況、関係職員の従事状況などの、前提となる具体的な状況、公務外とする具体的な理由が確認・検討できるような場合には、教育委員会として参考とすることも考えられるが、その場合であっても、当該主催団体、出席者又は出席団体において意図する参加の理由は、当該団体の社会的な位置づけ、団体相互の関係性などによって様々であり、必ずしも一律なものでなく、公務であるかどうかの判断が異なる場合も、あり得るものとする。

本件の懇親会については前記（b）のとおり、教育委員会として公務に位置付けることができるのは明らかであると認識しており、本件の各用務を行うに際し、教育委員会から主催者又は参加者に対し、用務の位置付けについての認識を確認することまでは、していない。

c このほか、懇親会への参加が必須でない旨の見解については、そのとおりであり、各懇親会への参加は任意のものとされている。その上で、教育委員会として各懇親会への参加を必要なものと認め、参加しているものである。

c 本件の出張用務の実施、時間外勤務手当の支給が適正であることについて

(a) 出張用務及び時間外勤務が適正に行われたことについて

a 本件の各出張用務について、教育長以外の職員については、それぞれ所属長から、あらかじめ出張命令が行われている（ただし、本市においては専ら運転業務に従事する職員が行う日常の運転業務について、旅費支給の実務に限り出張と扱っていないことから、政策課技能主任については、三浦市職員サービス規則に基づく出張命令書兼旅費請求書の作成を便宜省略している。）。

また、教育長はその出張用務について、自ら、あらかじめ出張命令を行っている。

b 各出張用務は、実際に、公用車で教育長が各会議や懇親会の会場まで移動の上、参加し、終了後に、教育長の帰宅及び公用車の帰着まで、

あらかじめ行われた出張命令に従って全て遂行されている。

c 各出張用務のうち、公用車の運転に従事する職員については、各会議・懇親会の間、待機する必要がある、教育長の懇親会終了後、又は退席後の移動や、そのための車両管理について随時対応できる状況を維持することを要することとなる。当該待機時間について、各職員は直属の上司である教育長及び所属長の指揮命令の下にあり（政策課技能主任については職員の融通により、随時、教育長の指示に従うこととして所属長から命ぜられている。）、その行動について、常時、具体的に限定あるいは制約を受ける状況にあることから、適正な勤務として位置付けている。また、各職員は、公用車の運転そのものについて従事することをあらかじめ命ぜられていることから、公用車による移動時間も、適正な勤務として位置付けている。

d 各出張用務のうち、教育長以外の職員については、正規の勤務時間を超えて勤務を要する部分について、出張用務に先立って、あらかじめ各所属長から、各懇親会からの退席後、公用車を市役所に帰着させるまでに必要な時間（帰着後の庶務作業に要する時間を含む。）について、三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条に基づく時間外勤務命令が行われている。

ただし、政策課技能主任の令和5年4月26日（令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議、懇親会）の出張用務に関しては、所属長である政策課長は、同日の勤務時間について、変更して割振りを行っていたところ、出張用務はその範囲内で行われていることから、時間外勤務命令は行われていない。

e それぞれの出張用務は、前記b（a）・（b）のとおり公務として位置付けられるもので、また、公用車を用いた教育長の送迎を含む用務（待機時間を含む。）の必要性については前記b（d）のとおり（待機時間については前記cのとおり）であり、不適切な点はない。

上記のとおり、各出張用務は全て、命令どおりに遂行されているほか、教育長以外の職員について正規の勤務時間を超える部分についても、時間外勤務命令に基づいて、適切に遂行されている。

(b) 時間外勤務手当が適正に支出されたことについて

a 時間外勤務が行われた場合には、三浦市職員の給与に関する条例第12条第1項、第18条の5第1項に基づき、一般職の職員のうち管理職手当の支給を受ける職員以外の者について、時間外勤務手当を支給することとされており、このうち出張用務については、「旅行目的地において

正規の勤務時間外に勤務すべきことを所属長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務した時間」について、時間外勤務手当を支給することとされている（三浦市職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項、三浦市教育委員会における文書、サービス、給与等の取扱いに関する規程）。

b 本件の各出張用務については、前記（a）のとおり、あらかじめ行われた時間外勤務命令に基づいて全て遂行されており、また、この場合において公用車の運転・管理はそれ自体が勤務上の目的であって、出張用務（旅行）の目的というべきものであるため、公用車の運転に従事した職員のうち管理職手当の支給を受けない教育総務課教育総務GL、政策課技能主任に対しては、教育長における出張用務の目的地にかかわらず、公用車による運転時間及び待機時間を含め、時間外勤務に応じた手当を支給する必要があるものと解している。

c 本件における時間外勤務手当の支給は、三浦市職員サービス規則、三浦市教育委員会における文書、サービス、給与等の取扱いに関する規程、決裁規程等その他支出事務に関する市の例規の定めに従い、前記 a の事実経過のとおり、必要な手続を経て行われており、いずれの支出も、適切・適正なものである。

イ 弁明書提出の際、証拠書類の提出があった。（証拠書類は、省略する。）

（3） 関係職員に対する事情聴取

令和6年1月18日、事実関係、弁明の理由等を調査するため、監査委員事務局職員により、次の関係職員に対し、事情聴取を行った。

ア 教育長

イ 教育委員会教育部教育総務課長

ウ 教育委員会教育部教育総務課教育総務グループリーダー

エ 政策部政策課長

オ 政策部政策課技能主任

（4） 監査対象事項

本請求に係る監査の対象事項は、職員措置請求書に記載されている事項及び請求人の陳述の内容を勘案して、次のように定めた。

ア 本請求に係る教育長の懇親会に出席した行為は公務には当たらず、そのことに伴い支出された公用車運転業務に従事した職員に対する時間外勤務手当は、違法又は不当な公金の支出か。

イ 本請求に係る教育長の懇親会に出席した行為が公務に当たらない場合には、そのことに伴い与えた市への損害

5 監査の結果

本請求についての監査結果は、地方自治法第 242条第11項の規定に基づく監査委員合議により次のとおり決定した。

本請求を棄却する。

以下、本請求に係る事実関係及び判断を順次述べる。

(1) 事実関係

ア 公用車の管理に関する規程について

三浦市公用車管理規程（平成16年三浦市訓令第3号）第2条では、公用車のうち、総務部財産管理課が所管し、共同使用するものを供用車とし、特定の課等が所管し、特定の用途に使用するものを専用車としている。

同規程第3条では、共用車の管理者は総務部財産管理課長としている。ただし、共用車運行中の管理者は、当該共用車を使用している課等の長となる。

同規程第7条では、公用車は、公務のため必要と認めた場合以外は使用してはならないとしている。

同規程第8条第1項では、共用車を使用しようとする者は、グループウェアにより財産管理課長に申し込まなければならないとしており、同条第3項では、財産管理課長は、申込みを受けた場合において適正と認めたときは、申込みの受付順に配車を行うものとしている。

同規程第12条では、運転者は、公用車の運行終了後運行状況を運転日誌に記入し、速やかに管理者に提出しなければならないとしている。

イ 本件請求に係る公用車の位置付けについて

本件請求で特定している令和5年4月18日、同月26日、8月7日及び同月24日の4件の事案で使用した公用車（ヴェルファイア及びプリウスα）の2台は、いずれも三浦市公用車管理規程第2条における供用車に区分されている。

当該2台の供用車は、その使用に関し役職等による優先順位を設けているものの、庁内で共同して使用する形態をとっている。

また、運行スケジュールの管理の観点から、使用者は政策部財政課秘書グループと調整の上、同課秘書グループがグループウェアにより財産管理課長へ申し込みを行う運用が図られている。

なお、本市では教育長専用車は保有していない。

ウ 本件請求に係る公用車の使用状況について

本件請求に係る公用車の使用の状況は、次のとおりである。

| 使用年月日 | 使用時間帯 | 運行状況 |
|---------------|----------------------|---|
| 令和5年 4月18日 | 12時30分から 21時00分まで | 市庁舎～教育長自宅～神奈川県藤沢合同庁舎（令和5年度湘三管内第1回教育長会議へ出席）～懇親会へ出席～教育長自宅～市庁舎 |
| 令和5年 4月26日 | 13時10分から 20時30分まで | 市庁舎～教育長自宅～産業貿易センター（令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議へ出席）～懇親会へ出席～教育長自宅～市庁舎 |
| 令和5年 8月7日 | 13時00分から 21時00分まで | 市庁舎～教育長自宅～大和市生涯学習センター（令和5年度神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会へ出席）～懇親会へ出席～教育長自宅～市庁舎 |
| 令和5年 8月24日 | 12時30分から 22時00分まで | 市庁舎～教育長自宅～神奈川県藤沢合同庁舎（令和5年度湘三管内第2回教育長会議、教育における情報通信の利活用促進をめざす超党派国会議員連盟と市区町村首長・教育長との意見交換会へ出席）～懇親会へ出席～教育長自宅～市庁舎 |

エ 本件請求に係る公用車の使用の詳細について

(ア) 令和5年4月18日

教育長は、教育総務課職員が運転する供用車に自宅から同乗し、神奈川県藤沢合同庁舎で開催された、令和5年度湘三管内第1回教育長会議へ出席した。

同会議終了後、近隣の懇親会会場に移動し、懇親会へ出席した。

懇親会終了後、教育総務課職員が運転する供用車に同乗し自宅へ帰宅した。

運転日誌では、供用車が市庁舎に到着した時刻は21時00分とされている。

なお、当該出張に伴い、運転員として随行した教育総務課職員に、4時間15分の時間外勤務命令が発せられており、翌月の5月19日に時間外勤務手当が支出されている。

(イ) 令和5年4月26日

教育長は、政策部政策課職員が運転する供用車に自宅から同乗し、産業貿易センターで開催された、令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議へ出席した。

同会議終了後、近隣の懇親会会場に移動し、懇親会へ出席した。

懇親会終了後、政策部政策課職員が運転する供用車に同乗し、自宅へ帰宅した。

運転日誌では、供用車が市庁舎に到着した時刻は20時30分とされている。

なお、当該出張に伴い、運転業務を行った政策部政策課職員は、当該勤務日は三浦市職員の勤務時間の割振り等に関する規則第2条の規定に基づく時差出勤を適用しており、時間外勤務は発生していない。

(ウ) 令和5年8月7日

教育長は、教育総務課職員が運転する供用車に自宅から同乗し、大和市生涯学習センターで開催された、令和5年度神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会へ出席した。

同会議終了後、近隣の懇親会会場に移動し、懇親会へ出席した。

懇親会終了後、教育総務課職員が運転する供用車に同乗し、自宅へ帰宅した。

運転日誌では、供用車が市庁舎に到着した時刻は21時00分とされている。

なお、当該出張に伴い、運転員として随行した教育総務課職員は、管理監督の地位にある職員であるため、時間外勤務手当の支出はなされていない。

(エ) 令和5年8月24日

教育長は、政策部政策課職員が運転する供用車に自宅から同乗し、神奈川県藤沢合同庁舎で開催された、令和5年度湘三管内第2回教育長会議及び、その後オンライン形式で開催された教育における情報通信の利活用促進をめざす超党派国会議員連盟と市区町村首長・教育長との意見交換会へ出席した。

同会議終了後、近隣の懇親会会場に移動し、懇親会へ出席した。

懇親会終了後、政策部政策課職員が運転する供用車に同乗し、自宅へ帰宅した。

運転日誌では、供用車が市庁舎に到着した時刻は22時00分とされている。

なお、当該出張に伴い、運転業務を行った政策部政策課職員は、当該勤務日は三浦市職員の勤務時間の割振り等に関する規則第2条の規定に基づく時差出勤を適用しているが、それでもなお、1時間15分の時間外勤務命令が発せられており、翌月の9月20日に時間外勤務手当が支出されている。

(2) 判断

ア 本請求に係る教育長の懇親会に出席した行為は公務であるか否かについて

当該懇親会に出席した行為の公務該当性についての判断枠組みとして、普通地方公共団体の執行機関の交際について述べた最高裁判所平成18年12月1日第二小法廷判決での考え方が妥当であると判断するところであり、そこでは次のように述べられている。

(ア) 普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。

(イ) 普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。

この判断の枠組みによれば、交際をその目的に着目し(ア)のいわば調整交渉的交際と(イ)のいわば儀礼的交際とに分けた上で、当該交際が公務であるというための条件は、第1に、その目的面において調整交渉的交際であるか又は普通地方公共団体の持つ役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、第2に、その内容面において社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであることである。

この枠組みを本事案について当てはめて考えてみるならば、次のように考えられる。

まず、本件懇親会の目的についてであるが、弁明書及び関係職員に対する事情聴取によれば、「本件における各懇親会は、(当該出張の主たる用務であり公務である)各会議を主催する団体が主催するもので、基本的には、会議の参加者である教育長又はその代理者が、任意に参加するものとなっている」ものであり、「各懇親会は、会議の参加者及び当該団体間の親睦を図ることを主な目的としたものであるが、このほかに、当日の会議に引き続き、参加者間における教育行政に関する知見その他の情報交換が適宜行われることが一般的であり、この点についても、教育委員会として特に有意義であると認識している」としている。

当該懇親会の具体的な内容については、関係職員に対する事情聴取において教育長は、次のとおり陳述している。

「4回の懇親会の具体的な内容については、次のような内容であったと記憶しています。

4月18日の湘南三浦教育事務所管内教育長会議後の懇親会については、寒川町教育長の交代に伴う歓送迎会でもあり、私は管内教育長会の会長であるので冒頭

あいさつで、前教育長への慰労と新教育長への歓迎のあいさつを行いました。その後、参加者全員で親睦・信頼関係の維持増進の懇談を行いました。また、懇親会前の会議に引き続き、新年度の各市町の学校の状況、教職員配置不足の状況等についての情報交換を行いました。

4月26日の県・市町村教育委員会教育長会議後の懇親会については、県教育長・県教委幹部職員との懇談の機会であったので、親睦・信頼関係の維持増進をはなる場となりました。内容としては、会議に引き続き、インクルーシブ教育の推進、小学校高学年の教科担任制の効果的推進について各市町村の状況を話題にしながら情報共有を図り、教育行政の円滑な推進のための意見交換を行われました。

8月7日の市町村教育長連合会幹事会後の懇親会については、幹事である他市町村（20市町村／33）の教育長との親睦・信頼関係の維持増進を図りながら、会議に引き続き、県教委へ提出する「令和6年度予算編成等に対する要望書」で協議した、教職員の働き方改革に繋がる教職員の加配や中学校部活動地域移行についての意見交換を行いました。また、今年度が初年度となる高校入学者選抜のウェブ出願の課題等について情報交換を行いました。

8月24日の湘三教育長会議後の懇親会については、この日の懇親会前の会議は、通常の教育長会議に併せ、「ICTの利活用促進を目指す議員連盟と全国教育長との意見交換会（ウェブ会議）」も行われ、開始が19時からでした。懇親会の内容としては、鎌倉市教育長の交代に伴う歓送迎会でもあり、会長として冒頭あいさつで、前教育長の慰労をしました。ただし、新教育長は、前職の関係で教育長会議後ウェブ参加したため間に合いませんでした。前教育長は、文部科学省職員であったので、また文科省に戻ったこともあり、今後の国がめざす教育行政に関する情報交換が行われました。また、今回の会議の後、「ICTの利活用促進を目指す議員連盟と全国教育長との意見交換会（ウェブ会議）」の議題であった、GIGAスクールの今後についての意見交換も行われました。

以上が、4回の会議後の懇親会の内容であると記憶しています。」

このことから、目的面については、当該各懇親会は、前述の判断枠組のうちの「普通地方公共団体の持つ役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする」ものであり、また、弁明書及び証拠書類の「会議及び懇親会の案内通知・出欠報告書等」並びに関係職員に対する事情聴取から、当該懇親会の主催者については、いずれも先行する会議の主催者（神奈川県又は大和市）の提案の下に、有志の参加者により催されるものとなっており、その参加者は、各教育委員会を代表する教育長又はその代理者であることが明らかであり、これら主催者の属性、出席者、出席への経緯等に照らせば、前述の判断枠組のうちの、当該各団体間の友好、信頼関係の維持増進を図るという目的の客観性が認

められる儀礼的交際であると認められるものである。

そしてその内容面については、弁明書及び証拠書類の「会議及び懇親会の案内通知・出欠報告書等」並びに関係職員に対する事情聴取から、本件の各懇親会の参加費（本市においては私費負担）は、6,000円から8,000円程度であり、また、その懇親会の実施形態も専ら参加者間の歓談であり、これら金額や実施形態等の事情を考慮すれば、これら懇親会への出席は、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものといえることができる。

ちなみに当該懇親会の内容について、関係職員に対する事情聴取では、「それぞれの懇親会は、テーブルを囲んで飲食をしながら歓談するという中身で、余興の為にゲストを呼んだり、特別に接待を受けるような、派手な内容のものでもない」と述べている。

なお、請求人はその陳述の中で、当該懇親会を伴う会議を開催した神奈川県教育総合センター及び大和市教育委員会から当該懇親会が公務外であると回答を得たこと及び当該懇親会については公費の支出を受けておらず、それは公務ではないと自覚していたからだと思われる旨述べているが、本市の市長部局に対し、常勤特別職職員の出張用務に係る取扱いについて文書照会をしたところ、市長及び副市長の出張用務における懇親会の取扱いについては、「公務である会議等に係る出張用務の終了後に、当該会議等の出席者間で行われる懇親会等は、原則として公務として取り扱って」おり、「この取り扱いについて、特段の基準は設けていないが、取扱いの理由としては、公務の対象となる会議等の出席者との間での交流は、本市における円滑な事業執行等に資するものとして、当該出席者又はその所属団体（公共団体・民間団体）との良好な関係の構築や、適宜の情報交換等を行い得る機会であることによる」とし、当該懇親会への参加費を公費で支出するか参加者の私費で賄うかについては、「市長は、「三浦市長交際費支出に関する事務取扱基準」に基づき判断し」、「基準に該当しない場合は私費で賄って」おり、「その他懇親会等の内容を踏まえて市長の判断で私費で賄う場合もあり」、「副市長は、市長の代理で参加する場合は同基準に基づき判断し、それ以外は私費で賄っている」とし、主催者による懇親会の公務該当性の判断については、「主催者が公務外と判断し、通知されている事例はない」が、「一般に、当該懇親会について公務外とする旨の主催者側の判断について、その具体的な理由や、合理性についての確認・検討ができるような場合には、本市における判断の参考とすることも考えられるが、当該主催団体、出席者又は出席団体において意図する参加の理由は様々であって、必ずしも一律なものでなく、公務であるか否かの判断が異なる場合もあり得るものと思料される」としている。

弁明書及び証拠書類並びに関係職員に対する事情聴取から、市長及び副市長と同様の常勤特別職である教育長についても前述の市長及び副市長の取扱いに準じ

て取り扱われており、妥当なものであると考える。

よって、本請求に係る教育長の懇親会に出席した行為は公務であるといえることができる。

イ 教育長の当該懇親会への出席に伴い発せられた公用車運転業務に従事した職員に対する時間外勤務命令に違法性又は不当性はあるか否かについて

事実関係に係る調査、弁明書及び証拠書類によれば、本件請求に係る4件の会議及びこれに伴う懇親会への出張用務のうち、4月18日、8月7日及び同月24日に係るものについては、用務の終了の予定が正規の勤務時間を超える予定であったことから、教育長の帰宅並びに公用車の市役所への帰着及び関連業務の終了までに要する時間について、時間外勤務が命ぜられている。なお、4月26日に係るものについては、正規の勤務時間の割振りの変更（いわゆる「ずれ勤務」）によって対応しているため時間外勤務は命ぜられていない。

ここで、当該命令の違法性又は不当性についてであるが、「違法」とは法令の規定に違反することをいい、「不当」とは違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいうものである。

時間外勤務を命ずることができる要件は、三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三浦市条例第2号）第8条第1項では、「任命権者は、公務のため臨時に必要なときは、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日（略）若しくは休日（略）に勤務することを命ずることができる」としており、当該時間外勤務が公務であることであるが、当該時間外勤務すなわち本件に係る会議及び懇親会への教育長の出席に伴い必要となった、正規の勤務時間を超え、教育長の帰宅並びに公用車の市役所への帰着及び関連業務の終了までに要する時間に係る勤務は、教育長の会議及び懇親会への出席という公務に必要なものであり、公務であるといえることができる。

また、事実関係に係る調査、弁明書及び証拠書類によれば、当該時間外勤務命令については、いずれも手続上の瑕疵は認められず、適法に命ぜられている。

なお、請求人は、本請求に係る公用車使用について異議を述べているが、公用車の使用そのものについては、公務を機動的かつ円滑に遂行するための移動における迅速性の確保、教育長の職務の重要性、すなわち教育行政に関し広範かつ重要な職責を有していることに伴う身柄の安全の確保等の観点から広く裁量が認められるものであって、経済性の観点のみならず、移動距離や所要時間のほか、様々な事情を勘案し決定されるべきものであると考える。

よって、教育長の当該懇親会への出席に伴い発せられた公用車運転業務に従事した職員に対する時間外勤務命令に違法性又は不当性はないものといえることができる。

ウ 当該時間外勤務命令に基づき当該業務に従事した職員に対する時間外勤務手当の支給に違法性又は不当性はあるか否かについて

前記イのとおり、当該時間外勤務命令に違法性又は不当性はなく、これに基づき支給された時間外勤務手当は、事実関係に係る調査、弁明書及び証拠書類によれば、手続上の瑕疵は認められず、また、支出された当該手当の金額についても適正に算出されていることが認められた。

よって、当該時間外勤務命令に基づき当該業務に従事した職員に対する時間外勤務手当の支給に違法性又は不当性はないものといえることができる。

エ 本請求に係る教育長の懇親会に出席した行為が公務に当たらない場合には、そのことに伴い与えた市への損害

前記アで述べたとおり当該行為は公務に当たるので、請求人が調査を求めた実際の市への損害は発生していないものといえることができる。

また、請求人が述べる教育長の公用車の私物化及びその常態化についても、事実関係に係る調査、弁明書及び証拠書類並びに関係職員に対する事情聴取からはそのような私的使用の事実は確認できなかった。

(3) 結論

以上の結果から、当該財務会計行為に違法性又は不当性は認められず、及川圭介教育長に関する措置を求める本請求は、理由のないものであり、これを棄却すべきものと判断した。

6 付記

監査の結果は、上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

教育長は、教育行政に関し広範かつ重要な職責を有しており、その役割を果たすため他の地方公共団体等との友好・信頼関係の維持増進や具体的な課題についての情報交換・意見交換を図ることを目的とした交際の機会が多いものと推察する。それらを含めそのような広範な公務を機動的かつ円滑に遂行するための移動における迅速性の確保、教育長の職務の重要性に伴う身柄の安全の確保等の観点から、その公用車の使用及び職員に対する当該公用車の運転業務命令等については広く裁量が認められるものであって、経済性の観点のみならず、移動距離や所要時間のほか、様々な事情を勘案し決定されるべきものであると考える。

しかしながら、本請求がなされた事実を鑑みれば、今後は、本請求で述べられた観点なども踏まえた上で、教育長の儀礼的交際に係る対応についての取扱基準を策定するなどして、当該儀礼的交際に係る対応につき市民に疑念を抱かせることのないよう、

適切な対応を心掛けられたい。